

月形町地域公共交通活性化協議会部会設置規程（案）

平成30年 月 日

月形町地域公共交通活性化協議会決議

（目的）

第1条 この規程は、月形町地域公共交通活性化協議会設置条例（以下、「条例」という。）第8条に基づき、月形町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に設置する部会に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 部会は、条例第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査及び検討を行う。

（部会の構成）

第3条 部会は、協議会の委員から別表に掲げる委員をもって構成する。

（部会長）

第4条 部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、協議会会長が定める。

（会議）

第6条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。ただし、緊急を要するなどの必要がある場合は、招集によらずに書面により開催することができる。
- 3 会議の議事は、出席部会委員の過半数以上の賛成によって決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

（ワーキンググループ）

第7条 部会は、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの会議の開催は、第6条の規定を準用する。

（事務局）

第8条 部会の業務を処理するための事務局は、条例第10条で規定する月形町総務課において行う。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、月形町地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程を準用し、支給する。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。

月形町地域公共交通活性化協議会 部会名簿（案）

条例第4条の委員区分		所属・団体	役職	氏名	備考
第1号 (公共交通事業者等)	1	北海道中央バス(株)	岩見沢営業所長	厚谷 勝利	
	2	北海道旅客鉄道(株)	総合企画本部 地域交通改革部専任部長	一條 雅弘	
	3	新篠津村	産業建設課長	佐藤 達也	
	4	(有)アオヤナギ観光バス	専務	青柳 宗明	
	5	月形町社会福祉協議会	会長	福居 正憲	
第4号 (地域公共交通利用者)	6			高畠 洋美	
	7			廣野 いづみ	
第5号 (学識経験者)	8	北海道大学大学院工学研究院	准教授	岸 邦宏	
第6号 (商工業、福祉及び教育団体、その他団体等)	9	月形商工会	経営指導員	平吹 達也	
	10	月形町PTA連合会	会長	細川 英樹	
	11	月形高等学校	校長	平井 孝和	
第7号 (行政区長等)	12	月形町行政区連絡会議 (北地区)	札比内第5行政区長	青山 雄一	
	13	月形町行政区連絡会議 (中央・南地区)	中和行政区長	伊藤 格	
第9号 (その他町長が必要と認める者)	14	当別町	企画課長	長谷川 道廣	
	15	浦臼町	総務課長	河本 浩昭	
第8号(町職員)	16	月形町	総務課長	平田 京子	